

特別融資制度推進会議設置要綱

平成13年 9 月12日	13経営第2931号農林水産事務次官依命通知
改正平成14年 7 月 1 日	14経営第1739号
平成16年10月 1 日	16経営第3086号
平成17年 4 月20日	16経営第8952号
平成19年 3 月30日	18経営第7834号
平成20年 4 月16日	20経営第 40号
平成20年10月 1 日	20経営第3733号
平成20年10月16日	20経営第4074号
平成20年12月 1 日	20経営第4932号
平成21年 5 月29日	21経営第 993号
平成23年 4 月 1 日	22経営第7266号
平成24年 4 月 6 日	23経営第3564号
平成25年 4 月 1 日	24経営第3665号
平成25年 5 月16日	25経営第 384号
平成26年 4 月 1 日	25経営第3636号
平成27年 4 月 1 日	26経営第3306号
平成28年 4 月 1 日	27経営第3274号

第1 特別融資制度推進会議の設置

地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの（以下「特別融資制度」という。）を迅速かつ的確に運営するため、原則として、市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するようお願いする。

第2 構成

推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む。以下同じ。）、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）、都道府県農業信用基金協会、青年農業者等育成センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の11に規定する青年農業者等育成センターをいう。以下同じ。）その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。

第3 運営

- 1 推進会議の対象となる特別融資制度は、別途通知で推進会議に諮るものとして定める融資制度のほか、必要に応じ、推進会議が指定することができるものとする。
- 2 推進会議の運営は、第2の構成機関における話し合いにより合意した機関が事務局となっていくことが望ましい。

3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、(1)の方法により行うことが望ましい。ただし、慎重な審議が必要な場合は、(2)の運営方法により行うことができる。

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任するものとする。

(2) 推進会議は、以下の方法により審査するものとする。

ア 事務局は、極力案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。

イ 事務局は、利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付すること。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。

(1) 必要とする借入額が2,500万円（法人にあっては5,000万円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）が借り入れる場合

(2) 認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げ

る場合

ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

5 3の(1)で委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告する。

6 5の報告を受けた事務局は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を通知するものとする。

(1)助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

(2)その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等

7 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。）をいう。）及び青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意することが望ましい。

8 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

第4 その他

第3の2により推進会議の運営の事務局となった機関においては、別紙要領例に準じて「推進会議設置要領」を定めるよう願います。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 特別融資制度推進会議設置要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に旧要綱に基づいて設置された特別融資制度推進会議（旧要綱第5の2の規定により旧要綱第4に基づいて設置された特別融資制度推進会議とみなされたものを含む。）は、この要綱により設置された推進会議とみなす。

附 則（平成23年4月1日22経営第7266号）
この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日23経営第3564号）
この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3665号）
この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日25経営第384号）
この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年4月1日25経営第3636号）
この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日25経営第3306号）
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3274号）
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

－要領例－

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第1 目的

この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする資金）

- ①農業経営基盤強化資金
- ②農業経営改善促進資金
- ③青年等就農資金
- ④スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）
- ・
- ・
- ・

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- （1）対象とする資金の貸付けの認定等に関する事。
- （2）貸付対象者に対する指導・助言等に関する事。
- （3）その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関する事。

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

（行政機関等）

- ①〇〇市
- ②〇〇県（普及指導センターを含む。）
- ③〇〇市農業委員会
- ④〇〇県青年農業者等育成センター
- （融資機関・保証機関）
- ⑤〇〇市農業協同組合
- ⑥〇〇県信用農業協同組合連合会
- ⑦農林中央金庫〇〇支店
- ⑧株式会社日本政策金融公庫
- ⑨〇〇銀行
- ⑩〇〇信用金庫
- ⑪〇〇信用協同組合
- ⑫〇〇県農業信用基金協会
- （その他）

⑬税理士その他推進会議が必要と認めるもの

第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとする。ただし、慎重な審議が必要な場合は、イの方法によるものとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任することとする。

イ 次に掲げる方法

- (ア)事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。
 - (イ)事務局は、利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付する。
 - (ウ)推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府県による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。
なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。
- (6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。
- ア 必要とする借入額が2,500万円(法人にあっては5,000万円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)
 - (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

- (イ) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）が借り入れる場合
- イ 認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合
 - (ア) 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合
 - (イ) 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
- (7) (5)のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。）をいう。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。
- (8) (7)の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
 - ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
 - イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

第5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。
- (2) 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。